

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成17年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
1	統計調査の申告、調査関連手続等	統計法、千葉県統計調査条例	県として重要な指定統計を実施するためには、調査客体に対する申告義務や実地調査等の規定がないと正確な統計を得ることが難しくなる。また、統計法の規定に準じて県条例を作成していることから見直しは困難である。	2	申告義務や実地調査については、統計法及び千葉県統計調査条例に規定されていることから見直しは困難であるが、条例の改正により統計データの有効利用の促進を規定し、調査客体の負担軽減を検討する予定である。	総合企画部 統計課
2	行政財産の使用許可の基準、申請等	千葉県公有財産管理規則	申請書類は最小限にとどめられており、かつ許可に当たっては、相手方や申請内容を十分に検討しなければならないため、これ以上の簡素化は困難である。	3	申請書類は必要最小限にとどめられており、かつ許可に当たっては、相手方や申請内容を十分に検討しなければならないため、これ以上の簡素化は困難である。	総務部管財課
3	行政財産の貸付けの申請等	千葉県公有財産管理規則	申請書類は必要最小限にとどめられており、かつ貸付けに当たっては、契約適格者としての要件を満たすか審査する必要があるため、これ以上の簡素化は困難である。	3	申請書類は必要最小限にとどめられており、かつ貸付けに当たっては、契約適格者としての要件を満たすか審査する必要があるため、これ以上の簡素化は困難である。	総務部管財課
4	普通財産の貸付け、処分の申請等	千葉県公有財産管理規則	申請書類は必要最小限にとどめられており、かつ貸付けや処分に当たっては、契約適格者としての要件を満たすか審査する必要があるため、これ以上の簡素化は困難である。	3	申請書類は必要最小限にとどめられており、かつ貸付けや処分に当たっては、契約適格者としての要件を満たすか審査する必要があるため、これ以上の簡素化は困難である。	総務部管財課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成17年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
5	住民基本台帳法に係る本人確認情報開示請求等	住民基本台帳法、住民基本台帳法施行細則	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類は請求者の本人確認のために必要であり、省略することはできない。 様式に記載する事項は本人確認情報の特定等に必要であり、簡素化することはできない。 事務処理期間は法律で30日以内とされている。 平成16年度に開示の請求の実績はなく、郵送での請求も認めているので、出先機関への事務移譲の必要はない。 県の保有する情報のため、市町村への事務委譲に馴染まない。 	3	<ul style="list-style-type: none"> 添付書類は請求者の本人確認のために必要であり、省略することはできない。 様式に記載する事項は本人確認情報の特定等に必要であり、簡素化することはできない。 事務処理期間は法律で30日以内とされている。 平成19年度に開示請求は1件で、郵送での請求も認めているので、出先機関への事務移譲の必要はない。 県の保有する情報のため、市町村への事務移譲に馴染まない。 	総務部市町村課
6	千葉県精神保健福祉センターにおける相談診療手続等	地方自治法、千葉県精神保健福祉センター管理規則	診療報酬請求上、必要である。	3	相談診療手続については、診療報酬請求上、必要である。	健康福祉部障害福祉課
7	鳥獣の捕獲許可申請手続	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則	規則により定められている申請書記載項目は、許可に係る審査にあたり把握すべき事項であると考えられるため、規制緩和の方向での見直しはできない。	3	申請書記載項目は、許可に係る審査において把握すべき必要事項であることから規則で定めているものであり、規制緩和の方向での見直しはできない。	環境生活部自然保護課
8	自然環境保全地域内における行為の許可、届出等	自然環境保全法、千葉県自然環境保全条例	自然環境保護の気風がますます高まっている中において、自然環境保全地域等を開発等から保護するための規制であり、規制緩和の方向での見直しはできない。	3	自然環境を保護するために必要な規制であり、規制緩和の方向での見直しはできない。手続についても自然環境に及ぼす影響を判断するために必要であり、法令等で規定されているため簡素化できない。	環境生活部自然保護課
9	県立自然公園内における行為の制限等	自然公園法、千葉県立自然公園条例	自然環境保護の気風がますます高まっている中において、自然公園を開発等から保護するための規制であり、規制緩和の方向での見直しはできない。	3	自然環境を保護するために必要な規制であり、規制緩和の方向での見直しはできない。手続についても自然環境に及ぼす影響を判断するために必要であり、法令等で規定されているため簡素化できない。	環境生活部自然保護課
10	河川等における水産動植物の採捕の許可	漁業法、水産資源保護法、千葉県内水面漁業調整規則	河川等は市町村区域が複数にまたがることがあり、県として総合的な調整が求められるため見直しはできない。	3	情勢に変化はなく、前回検討したとおり見直しはできない。	農林水産部水産課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成17年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
11	建築許可の申請、協議の申出、証明書の交付申請手続等	都市計画法、千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則	許可の申請等の手続については、規則において、申請様式、添付図書が規定されているため、簡素化はできない。	3	許可の申請等の手続については、規則において、申請様式、添付図書が規定されているため、簡素化はできない。	県土整備部 都市計画課
12	解体工事業者登録簿閲覧手続	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、千葉県建設工事に係る資材の再資源化等に関する規則	閲覧者に住所、氏名等の記入を求めることは、閲覧書類の紛失防止等適正な管理体制を維持するために必要であり、緩和できない。	3	現在、閲覧者に記入いただいている内容については、住所、氏名の2項目のみであり、閲覧書類の紛失防止等適正な管理体制を維持するための必要最小限の項目としていることからこれ以上の緩和は困難である。	県土整備部 技術管理課
13	宅地建物取引業者名簿閲覧手続	宅地建物取引業法、千葉県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則	閲覧者に住所、氏名等の記入を求めることは、閲覧書類の紛失防止等適正な管理体制を維持するために必要であり、緩和できない。	3	閲覧者に住所、氏名等の記入を求めることは、閲覧書類の紛失防止等適正な管理体制を維持するために必要であり、緩和できない。	県土整備部 建設・不動産業課
14	建設業者提出書類閲覧手続	建設業法、千葉県建設業者提出書類閲覧規程	閲覧者に住所、氏名等の記入を求めることは、閲覧書類の紛失防止等適正な管理体制を維持するために必要であり、緩和できない。	3	閲覧者に住所、氏名等の記入を求めることは、閲覧書類の紛失防止等適正な管理体制を維持するために必要であり、緩和できない。	県土整備部 建設・不動産業課
15	流水の占用許可、土地の占用許可、工作物の新築等の許可等	河川法、河川法施行規則	法定受託事務であり申請に必要な図書、部数等は厳格に規定されており見直しはできない。	3	法定受託事務であり、申請に必要な図書、部数等は法及び施行規則において厳格に規定されており見直しはできない。	県土整備部 河川環境課
16	特別緑地保全地区内における行為の許可等	都市緑地法、都市緑地法施行細則	県の細則は、法令の提出様式等に基づいて定めているため、見直しできない。	3	県の細則は、法令の提出様式等に基づいて定めているため、見直しできない。	県土整備部 公園緑地課
17	風致地区内における制限行為の許可基準、申請手続	都市計画法、千葉県風致地区条例	県の条例は、政令の基準に基づいて定めているため見直しはできない。	3	県の条例は、政令の基準に基づいて定めているため見直しはできない。	県土整備部 公園緑地課
18	不適合建築物等の届出	建築基準法、千葉県建築基準法施行細則	建築主と県が同一の資料を共有することで、建築主の権利保護になることから緩和はできない。	3	建築主と県が同一の資料を共有することで、建築主の権利保護になることから緩和はできない。	県土整備部 建築指導課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成17年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
19	大規模な建築物に関する制限等	建築基準法、建築基準法施行条例	建築基準法第43条第2項の規定による避難、通行の安全を確保するための規定であることから緩和はできない。	3	建築基準法第43条第2項の規定による避難、通行の安全を確保するための規定であることから緩和はできない。	県土整備部 建築指導課
20	特殊建築物に関する制限等	建築基準法、建築基準法施行条例	建築基準法第43条第2項の規定による避難、通行の安全を確保するための規定であることから緩和はできない。	3	建築基準法第43条第2項の規定による避難、通行の安全を確保するための規定であることから緩和はできない。	県土整備部 建築指導課
21	建築物の一部の設備等の基準	建築基準法、建築基準法施行条例	昇降機設備の維持管理の重要性に鑑みて制定された規定で、昇降機事故がなくなる限り緩和はできない。	3	昇降機設備の維持管理の重要性に鑑みて制定された規定であり、昨今、昇降機等事故が多発していることから緩和することはできない。むしろ、基準が強化される方向である。	県土整備部 建築指導課
22	リゾート法に係る特例区域の基準等	建築基準法、建築基準法施行条例	リゾート法に基づく区域のため関係機関との協議が必要	3	リゾート法に基づく区域のため関係機関との協議が必要であり、かつ、特例区域の指定は市町村長の意見を聞きながら県が指定する。高層のリゾートマンション建設等に係る地域住民との紛争防止に寄与している。	県土整備部 建築指導課
23	水道給水に関する工事検査の申請	水道法、千葉県水道事業給水条例施行規程	水道法第19条に基づく水道技術管理者が行う給水装置の検査申請のためであり、書式の見直しはしないが、申請書を局HPからダウンロードできるようにしている。	3	水道法第19条に基づく水道技術管理者が行う給水装置の検査申請のためであり、書式の見直しはしないが、申請書を局HPからダウンロードできるようにしている。	水道局給水課
24	水道給水に関する給水契約の申込み	水道法、千葉県水道事業給水条例施行規程	給水契約に係るものであり、顧客管理上の必要項目であるため、見直しをしない。なお、使用開始・中止についてはインターネットを利用した申込みを可能としている。	3	給水契約に係るものであり、顧客管理上の必要項目であるため、見直しをしない。なお、使用開始・中止についてはインターネットを利用した申込みを可能としている。	水道局業務 振興課
25	水道給水に関する修繕依頼書の提出	水道法、千葉県水道事業給水条例施行規程	給水装置の修繕内容等を把握するためであり、書式の見直しをしないが、依頼書を局HPからダウンロードできるようにしている。	3	給水装置の修繕内容等を把握するためであり、書式の見直しをしないが、依頼書を局HPからダウンロードできるようにしている。	水道局給水課
26	水道給水に関する給水装置・水質検査等の検査の請求	水道法、千葉県水道事業給水条例施行規程	水道法第18条で、水道の供給を受ける者は水道事業者に検査を請求できると定められているため、書式の見直しはしないが、検査請求書を局HPからダウンロードできるようにしている。	3	水道法第18条で、水道の供給を受ける者は水道事業者に検査を請求できると定められているため、書式の見直しはしないが、検査請求書を局HPからダウンロードできるようにしている。	水道局給水課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成17年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
27	水道料金の減免の申請	水道法、千葉県水道事業給水条例施行規程	料金の減免に係るものであり、管理上の必要項目であるため見直しをしない。	3	料金の減免に係るものであり、管理上の必要項目であるため見直しはしない。	水道局業務振興課
28	私設消火栓の使用の制限	水道法、千葉県水道事業給水条例	目的外使用を制限することにより、消防用水としての使用量を把握するためであり、見直しはしない。	3	目的外使用を制限することにより、消防用水としての使用量を把握するためであり、見直しはしない。	水道局給水課
29	貯水槽水道の検査	水道法、千葉県水道事業給水条例	水道法第14条第2項により、条例で定めることとされているため見直しはしない。	3	水道法第14条第2項により、条例で定めることとされているため見直しはしない。	水道局給水課
30	簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理の基準等	水道法、千葉県水道事業給水条例施行規程	水道法第14条第2項により、条例で定めることとされているため見直しはしない。	3	水道法第14条第2項により、条例で定めることとされているため見直しはしない。	水道局給水課
31	県立病院等の施設内における行為の許可等	千葉県病院局庁舎管理規程	病院運営上、必要である。	3	医療施設という性格上、施設管理にあたっては特に安全に配慮する必要があり、見直しは困難である。	病院局経営管理課
32	県立病院等の施設内における会議室等の使用の承認	千葉県病院局庁舎管理規程	病院運営上、必要である。	3	運営管理上、施設の利用者あるいは使用目的等について事前に確認することは不可欠であり、見直しは困難である。	病院局経営管理課
33	教育委員会に係る傍聴手続	千葉県教育委員会傍聴人規則	会議の運営上、適正な規則・手続と考えられるため見直しをしない。	1	従来の傍聴受付は開会30分前から20分前までの10分間としていたが、平成19年4月より開会10分前までの20分間に延長した。	教育庁教育総務課
34	奨学資金貸付手続等	千葉県奨学資金貸付条例	平成13年度に学校長への権限移譲済み。また、添付書類は収入証明のみで必要最小限であるため、見直しできない。	3	平成13年度に校長へ権限移譲済みである。また、添付書類は収入証明のみで必要最小限であるため、見直しできない。	教育庁財務施設課

別紙一覧表2・・・過去に規制の見直しが困難とされたものについて改めて規制の見直しを検討するもの(網掛け部分が平成20年度に再検討した部分です。)

平成17年度実施分

1見直し実施済 2今後見直し予定 3見直し実施困難

番号	規制の見直し事項	規制の根拠	規制の見直し困難等とした結果	再検討の結果		所属
				記号	結果の概要	
35	教育財産使用の許可基準、申請手続等	千葉県教育財産管理規則	公有財産管理規則との整合性を図る必要があるため見直しはできない。	1	許可申請に必要な添付書類を簡略化した。 (個人申請時の住民票写し添付の省略)	教育庁財務施設課
36	千葉県さわやか県民プラザ利用の承認	地方自治法、千葉県さわやかちば県民プラザ設置管理条例	利用の3日前までに申請することとなっているが、事務及び管理の上で、これを短縮するのは難しいと思われる。	3	施設の管理上必要最低限な期間であり、見直しはできない。	教育庁生涯学習課
37	千葉県青年の家利用に係る不許可の基準	青年の家管理規則	必要最低限の規定で、施設運営上必要なことなので、見直しはできない。	3	施設利用に関する必要最低限な内容であり、見直しはできない。	教育庁生涯学習課
38	運転経歴証明書の申請	道路交通法、千葉県道路交通法施行細則	現在のところ、規制改革に係る見直しに向けた検討は行っていない。	3	道路交通法により「運転経歴証明書の交付を申請することができる。」、さらに「申請を受けた公安委員会は、運転経歴証明書を交付するものとする。」と規定されており、申請者の申し出が条件となる。よって、運転経歴証明書を発行するためにも申請書の提出が必要となることから見直しの実施は困難である。	県警免許課
39	運転免許に係る特定講習の申出等	道路交通法、千葉県道路交通法施行細則	現在のところ、規制改革に係る見直しに向けた検討は行っていない。	3	道路交通法施行規則により取消処分者講習は「処分を受けた者からの申出により行うこと。」また、初心運転者講習は「基準に該当した者からの申出により行うこと。」と規定されており、申請者の申し出が条件となる。よって、受講証明書を発行するためにも申請書の提出が必要となることから見直しの実施は困難である。	県警免許課
40	自動車運転免許審査用自動車貸付の申請手続	千葉県自動車運転免許審査用自動車貸付規則	現在のところ、規制改革に係る見直しに向けた検討は行っていない。	1	貸付料については、千葉県自動車運転免許審査用自動車貸付規則に基づく現金による徴収から、使用料及び手数料条例に基づく千葉県収入証紙による納入に変更したため、同規則を平成20年5月30日に廃止した。	県警千葉運転免許センター